

環環環対第 4780 号
令和 5 年 11 月 2 日

東京建物株式会社
代表取締役 社長執行役員 野村 均 様
住友不動産株式会社
代表取締役副社長 小林 正人 様
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作 様
近鉄不動産株式会社
代表取締役 倉橋 孝壽 様
住友商事株式会社
代表取締役 兵頭 誠之 様
東急不動産株式会社
取締役社長 星野 浩明 様

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 39 条第 1 項の規定により、(仮称)
さいたま市大宮区北袋町 1 丁目計画環境影響評価事後調査書(供用後)
について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 全体事項

図書の記載内容について、統計データなどの客観的な事実を踏
まえて確認し、環境の保全に努めること。

2 大気質

- (1) 自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、自動車交通量が予測より増加していることの要因を確認すること。
- (2) 道路構造の変更による大気質への影響を考察すること。

3 景観

計画地周囲の樹木等の植栽について、樹種等を把握するとともに、そのメンテナンスにおいては、樹木等の状態だけでなく外来の昆虫等の侵入にも注意すること。

4 電波障害

周辺施設等における電波受信の状況について、今後周辺住民から相談等があった場合には適切な対策を講じること。

5 廃棄物等

廃棄物の排出量について、事後調査が予測を下回った結果を考察すること。